

平成22年6月14日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線 室長 小林 洋子

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

## 厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年5月28日から平成22年6月3日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/06/14)

## 厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年5月28日～6月3日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	計
大臣官房	0	5	0	0	0	0	5
医政局	0	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	1	0	0	0	0	1
食品安全部	0	0	0	0	0	0	0
労働基準局	38	118	2	0	0	0	158
職業安定局	145	109	26	0	1	1	282
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	5	7	0	0	0	1	13
社会・援護局	0	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	1	0	0	0	0	1
老健局	0	0	0	0	0	0	0
保険局	0	4	0	0	0	0	4
年金局	0	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0	0
合 計	188	245	28	0	1	2	464

### 国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	89
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	225
法令遵守違反に関するもの	4
その他	146

**主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。**

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
  - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	大臣官房地方課
照会先	課長補佐 河西 直人(内線:7254) 企画第二係長 川村 寛 (内線:7250)

平成22年5月28日～6月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	5件	0件	0件	0件	0件	5件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	総合労働相談コーナーへ年次有給休暇の取得日数について質問し、比例付与の詳細を質問したところ、相談員から「(詳細を)全部言うんですか…」と苦笑混じりに言われた。		当該相談員に事情を聴取したところ、「笑った事実はない」とのことであったが、結果として、相談者が不快な思いをされたことを踏まえ、今後、接遇時の話し方にはより一層の注意を払い相談に当たるよう指導しました。 当該相談者に架電し、確認した相談員の認識及び今後の対応に注意していくことを説明しご理解を得ました。
2	あっせん不参加の意思表示が相手方からなされ、打ち切りとなったが、強制力を持たないこの制度では、困っている者を救済することができないのではないかと、もっと強制力をもって参加させることができるように制度を改めるべきではないのか。		あっせん制度の法規定の概要及び趣旨、本制度の解決事例を再度丁寧に説明し、ご理解を得ました。
3	総合労働相談コーナーで相談したが、対応した相談員の回答が曖昧で、時間ばかりかかった。法令の知識を十分に備えた相談員を配置してほしい。		総合労働相談コーナーには関係する法令や制度等に習熟した相談員を配置し懇切丁寧な相談対応をしているが、複雑困難な内容が含まれている場合など事案によっては、回答に時間がかかる場合もあることを説明した上で、相談員に対する研修内容を充実し、さらに質の向上に努める旨説明し、ご理解を得ました。
4	あっせんで合意したが、約束した期日に解決金が支払われなかったため、被申請人に支払うよう指導してもらいたい。		労働局では合意内容の履行については指導権限を有さず、合意内容が遵守されない場合は、民事手続による履行を迫ることになる旨説明した上で、申請人から話があったことを被申請人に伝達することは可能であるとして、ご理解を得ました。その後、被申請人に連絡を取って申請人の話を伝え、当日振込みを行ったことを確認しました。
5	あっせんの解決率が低いことは、ほとんどの労働者が泣き寝入りをしているということである。そのような制度なら不要である。あっせんに強制力を持たせる等により、100%解決できる制度に変えるべきではないか。		あっせん制度の趣旨・内容及び解決事例を説明し、ご理解を求めました。 また、制度変更の意見については本省に報告する旨をお伝えしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分・医薬食品局案件)

局課(室)名	医薬食品局
照会先	書記室管理係長 茂木 匡哉(2704)

平成22年5月28日～6月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>【関東信越厚生局】</p> <p>(医薬品等の輸入監視関係) サプリメントの輸入について、個人輸入なのに数量制限等があるのはおかしいのではないか。 制限の考え方も含めて制度がおかしい。</p>		<p>サプリメント(いわゆる栄養補助食品)については規制はないが、外国のサプリメントには医薬品成分が入っているものもあり、そちらは規制の対象となること、制限を行う理由及び通知で定められた輸入数量の考え方を丁寧に説明した。 また、制度への質問、不服等については、本省監視指導・麻薬対策課を案内した。</p>
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	労働基準局
照会先	総務課 監察官 小城 英樹(内線5586) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年5月28日～6月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	38件	118件	2件	0件	0件	0件	158件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	27件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	59件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	70件

(主な国民の皆様の声) 以下記載例(複数行政を例示)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	監督署は、氏名・年齢を詐称して入社した者や就業規則の規定に反して突然辞めてしまった者との間の問題であっても、いつも労働者の味方をし、事業主を取り締まっている。このような悪質な行為がある場合は労働者も取り締まるべきである。		労働者の一方的な主張や一部の事実に基づいて指導を実施しているものではなく、事業場等からも事実関係を確認した上で指導を実施していることを説明し、ご理解を求めました。
2	年次有給休暇は、業務に支障の無い場合は利用目的を問わないとされているが、労働者が内緒で他の事業場でアルバイトをするなどの不正目的の場合について、利用を認めるのはおかしいのではないか。		年次有給休暇は、労働者はどのような利用目的があっても自由に取得することができることについて説明し、ご理解いただきました。
3	延滞金の納付書の送付を受けたが、分割納付依頼手続の際、延滞金がかかるという説明は受けていない。説明責任を果たしていない。		督促状及び提出された納付誓約書の様式に延滞金の徴収する旨記載している旨を説明し、ご理解を求めました。
4	「最低賃金に関する基礎調査」の対象事業場となったが、多忙のため2年続けてであることから、協力したくない。		当該調査の趣旨や活用等を説明してお願いしたところ、調査にご回答をいただけることとなりました。
5	毎年の特定自主検査実施状況報告について、書面に代えて、電話等による報告ではいけないか。		法定の報告であり、法令様式の書面による代表者からの報告が必要である旨説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
6	「免許試験合格者等のための免許申請書等手続きの手引き」の添付書類について本人確認証明書が必要と記載されているが、受験申請後変更がなければ本来不要であるのに、必ず本人確認をしなければならないように読めるので修正すべきではないか。		誤解を招く記述であったため、取り急ぎ改善する旨説明しました。 なお、ご指摘を踏まえ手引の修正を行い、内容を明確化することとしました(現在、手引は作成中)。
7	年金定期報告について、独居老人で介護が必要な人は報告書の提出が困難であるので、別の方法を考えるべきではないか。		年金定期報告の制度について説明し、ご理解を求めました。
8	労災保険の休業補償給付を受給している労働者が退職しても休業補償給付を受給できるのか。		「業務上の負傷又は疾病により労働不能となって事業場から賃金を受けていない」という要件を満たす場合には、当該事業場の退職の有無に関係なく、休業補償給付の支給対象となることを説明し、ご理解をいただきました。
9	最低賃金について改正したのを知らなかった。広報(周知)をしてほしい。		市町村広報誌や新聞を通じた広報のほか、ホームページ掲載など行い周知徹底に努めていることを説明いたしました。
10	労働局にて作成している最低賃金リーフレットについて、最低賃金の効力発生日が小さくて見づらい。		次回作成時に配慮することを説明し、ご理解を求めました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、 その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官 石原保仁(内線5653) 中央職業安定監察官 宮野 修(内線5654) (直通:03-3502-5352)

平成22年5月28日～6月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	145 件	109 件	26 件	0 件	1 件	1 件	282 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	54 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	154 件
	法令遵守違反に関するもの	2 件
	その他	72 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	求人票の記載内容と実際の労働条件が異なるものがあったので、このようなことがないように改善してほしい(具体的な企業名の記載あり)。		求人条件については、事業主に対して求人受理時に必ず確認しており、求人票の内容と相違する場合は、ハローワークから事業所に確認し変更等の指導を行っております。なお、今回いただいたご意見を踏まえ、該当事業所に対して、求人条件の変更を行うよう指導を行った旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	ハローワークの職業相談窓口の待ち時間が長いので改善してほしい。		依然として雇用失業情勢が厳しいことから、ハローワークの職業相談窓口等が求職者で混雑していることをご説明しました。併せて、他部門の職員を応援要員として配置する等、利用者の方々の待ち時間の短縮につながる取り組みを行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	駐車場をハローワーク庁舎の近いところに設置するとともに、駐車台数を増やしてほしい。		該当ハローワーク庁舎の周辺には駐車場として借りられる適当な土地がないため、誘導員を配置し混雑解消に向けて努力していることをご説明し、ご理解いただきました。併せて、ハローワークへ車でお越しになられた場合、長時間お待たせすることもあることから、極力公共交通機関での来所をお願いしました。
4	ハローワーク職員の皆様のおかげで就職が決まりました。就職の前日にハローワークに報告に来た際も、とても気持ちの良い対応をしていただきました。求職活動を支援してくれた皆様のためにも新しい職場で頑張ります。本当にありがとうございました。		今後も、お仕事を探している皆様のお役に立てるように、そして、一人でも多くの方が早く就職できるよう、頑張ってまいります。
5	求人票がファイルに入れ掲示してありますが、半透明で見にくいので改善してほしい。		いただいたご意見を踏まえ、半透明のファイルから透明なファイルに変更する準備を進めている旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
6	労働保険料の料率改定が4月にあったため、被保険者本人負担分の控除計算が間に合わず追加徴収する必要が生じた。当該情報について、もう少し早く周知することはできなかったのか。		3月の段階では、まだ国会で審議中であるため、改正前にお知らせすることは困難である旨ご説明し、ご理解いただきました。
7	ハローワークの求人情報を増やしてほしい。		現在ハローワークでは、求人開拓推進員を増員し、計画的に管内の企業を訪問しております。引き続き、積極的に企業訪問を実施し、求人の確保に努めて行く旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	ハローワークの玄関付近で、タバコを吸う人がいるので、止めさせられないでしょうか。		該当ハローワークの庁舎内は全て禁煙となっており、庁舎の出入口に喫煙所を設置しているところですが、利用者が受動喫煙しないよう、出入口から離れた場所への灰皿の移動等を検討する旨ご説明し、ご理解いただきました。
9	1台の求人検索機を2人でおしゃべりしながら利用している人がいる。求人検索に集中できず気が散るので注意してほしい。		ハローワーク職員が周囲の迷惑につながらないように注視している旨ご説明するとともに、お気づきの点はご遠慮なくお申し付けくだされば、適切に対応する旨ご説明し、ご理解いただきました。
10	全てのハローワークに手話協力員を配置し、聴覚障害者の相談に応じる体制を整えてほしい。		ハローワークの手話協力員は、緊要度等を考慮し、聴覚障害者の利用が多いハローワークに配置しております。それ以外のハローワークでは筆談等によりきめ細かな対応を引き続き進めていく旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。



# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

局課(室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 河野恭子(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

平成22年5月28日～6月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	5件	7件	0件	0件	0件	1件	13件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	5件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	3件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	改正育児・介護休業法で育児短時間勤務の措置が業種に関係なく義務付けられることが不満。当方は医療法人だが利用が増えると交替制勤務が成立しなくなる可能性が高い。 労使協定により除外可能とは言うが、事務職は日勤のみなので短時間勤務が可能であることから看護師からの不満が高まる。 これまで個々人の事情に合わせて調整してやってきたのに、義務化されたら知れば歯止めがきかなくなる。 業種による適用除外をすべき。		育児・介護休業法の趣旨を改めて説明するとともに、改正内容への具体的な対応事例を教示し、理解を得ました。
2	医療業においては、育児・介護休業法に基づく短時間勤務制度を専門職が利用すると、医療関係法令の人員配置基準・施設基準を満たさず、診療報酬が減額される。人材確保に苦む地方の医療業では代替要員の確保もままならないため、短時間勤務制度の導入は断念せざるを得ない。労働関係法令を遵守することにより厚生関係法令に基づく不利益を被ることになるとは理不尽である。例えば育児・介護休業法に基づく短時間勤務職員については診療報酬上の積算を減額しない等、連携した施策の展開を希望する。		ご意見として承りました。
3	「均等・両立推進企業表彰」における表彰基準について、両立支援を強化しようと労働者のニーズに沿った有給の各種特別休暇を創設したところ、労働者は当該特別休暇を優先的に利用し、結果として年次有給休暇の取得率が下がった。これにより、「両立推進企業表彰基準にある”年休取得率が企業全体で平均50%以上であること”に合致しなくなり、応募できないこととなった。両立支援を厚くしたのに表彰基準に該当しなくなることはいかなるものか。		表彰制度の改善に前向きなご意見として承り、ご意見を組織で共有しました。
4	「中小企業子育て助成金」について、以前説明を受けたときには対象となり得ると聞いていたのに、今回確認すると対象とならない可能性がある」と説明された。支給要件がたびたび変わるとはいかなるものか。		本年4月1日付けで支給要領の改正が行われたことについて説明し、助成金制度については情勢の変化等に応じて継続的な見直しが行われていることを説明してご理解を求めました。また、ご意見については組織で情報を共有いたしました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

## (主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	零細企業において、育児休業を取得させることは難しい。代替要員の確保が難しいため、国は人員を確保する何らかの手立てを考えてほしい。		法律の趣旨、助成金制度等について説明しました。
6	21世紀職業財団の運営するサイト「両立支援のひろば」について、必須項目の入力がしづらい。またこの苦情を21世紀職業財団に伝えたが、そのときの担当者の説明が不親切だった。		不便、不愉快な思いをされたことについては謝罪し、理解を得ました。
7	中小企業支子育て支援助成金の新しい内容が厚生労働省HPに掲載されていない。何をみたら概要がわかるのか教えてほしい。		中小企業子育て支援助成金の変更内容等を説明し、理解を得ました。
8	当方は社労士であるが、改正育児・介護休業法の集団説明会があったことを知らなかった。周知をして欲しかった。		会場の収容人員の関係から事業所に周知を行っているものであること、必要に応じて個別に対応させていただき旨説明しご理解いただきました。
9	当方は社労士であるが、改正育児・介護休業法周知用リーフレットについて、当該社労士顧問先事業所に配布するため、80部入手したいが、作成部数が限られていることから、一法人に対し多数は配布できないと言われた。多数使用したい場合は、当該法人で印刷又はHPをダウンロードして活用して欲しいということだが、電車賃を使って来室したのに、入手できないことが不満である。中小企業数5万件であれば、10万部等必要な部数を印刷するべきである。		予算が限られていることから、厚生労働省の作成部数も限られていることを説明し、理解を得ました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年5月28日～6月3日受付分

部局(課室)名	社会・援護局障害保健福祉部
照会先	【企画課】 課長補佐 矢田貝 泰之(内線3011) 主査 山田 大輔(内線3016) (ダイヤルイン 03-3595-2389)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	<p>市がNPOに委託している高次脳機能障害者支援事業の広報誌を見て相談に行ったが、具体的に何をしてくれるのかが見えない。市に問い合わせた今後の対策を聞いたが、『委託先に相談に行ってください。』としか言わず、どこに相談して良いのか分からない。月1回の相談では行けない日もあり、相談だけでは前に進まない。</p> <p>県の高次脳機能センターの家族セミナーにも参加したが、具体的にどうすれば良いか分からなかった。</p> <p>どこの見解も曖昧で、「ここまでは出来て、ここまでは出来ない。」という線引きもよく分からないですし、家族は精神的におかしくなってしまう。</p> <p>国として、もっと高次脳機能障害について踏み込んだ対策をお願いします。</p>		「高次脳機能障害施策に対する貴重なご意見として拝聴し、本省にご報告させていただきます。」と伝えました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

# 国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

課(事務所等)名	保険局
照会先	総務課 成松課長補佐(内線3216)

平成22年5月28日～6月3日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	地方自治体	合計
	0件	4件	0件	0件	0件	0件	4件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	2件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	2件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	歯科技工士の方からの御意見 技工物に関して、歯科医院からではなく、技工所から直接保険請求できる制度にしてほしい。		ご意見として厚生労働本省へ報告することを伝え、了解を得ました。
2	医科点数表において特掲診療料の「通院・在宅精神療法」という項目は削除すべきである。患者から見て、実施内容が基本診療料(再診料)と重なっている。公費負担医療や保険制度の財源にも限界があるので、見直していただきたい。		府県事務所は制度を実施する機関であり、ご意見は制度の立案を担当している本省へ報告する旨説明しました。
3	柔道整復施術所を開設されている柔道整復師の方から、「今回の料金改定は理解するが、そもそも、保険療養とならない傷病(単なる肩こりなど)で受診され、保険での取り扱いを希望する患者が多く、保険適用外であることを説明するもなかなか納得されないことがある。被保険者等に対して、保険での施術が可能な範囲について、県政だよりなどで広報すべきである。」とのご意見をいただきました。		・本省、当局ホームページにおいて改定の概要に併せてお知らせしているところですが、施術に当たって、保険の適用の範囲について施術を受ける方へ十分な説明をいただくようお願いしました。  ・また、本日いただいたご意見は、国民の皆様の声として本局等上部組織に報告すること、県の医療指導担当課へ今回のご意見を伝えることとし、同日、県の担当者へはその内容を伝えていきます。
4	がん治療などで健康保険がきかない治療があるが、なぜ健康保険がきかないのか。例えば国が持っている施設にある機器での治療であれば、税金で購入しているので国民は無料で利用できる権利があり、国民の福祉を充実すべきではないのか。労働局は厚生労働省の一機関なので、厚生労働省の担当部局に意見があったことを伝えてほしい。		労働局の所管外の話であることはご理解いただいた上で、ご指摘のように労働局も厚生労働省の一組織であるので、厚生労働省の担当部局に意見があったことを伝える旨説明しました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。